

パブリックコメント

「林野火災予防を目的とした規制（案）」 に対する意見募集について

1 背景と趣旨

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、総務省消防庁において「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が開催され、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされ、「火災予防条例（例）」及び「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」が一部改正されました。

本市においても、林野火災予防を目的として、林野火災注意報及び林野火災警報の制定等について、熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）の一部改正を検討しています。

今回、熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）の一部改正に向けて、御意見をお寄せください。

2 規制の概要（案）

（1）火災警報の明確化

熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）第29条における火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確化します。

（2）屋内での裸火の使用に係る制限の見直し

住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火に係る制限（窓・出入口等の閉鎖）を廃止します。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none">(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。(2) 煙火を消費しないこと。(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。(6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。	<ul style="list-style-type: none">(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。(2) 煙火を消費しないこと。(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。(6) 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>

(3) 林野火災に関する注意報の新設

- ア 林野火災の予防上注意を要する気象状況となった際は、火の使用制限（努力義務）がある林野火災注意報を発令することができるようになります。
- イ 当該火の使用制限の対象区域を指定することができるようになります。

【林野火災注意報の発令基準（予定）】

気象条件が次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表
※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能

(4) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の新設

- ア 林野火災の予防上危険な気象状況となった際は、火の使用制限（罰則あり）がある林野火災警報を発令することができるようになります。
- イ 当該火の使用制限の対象区域を指定することができるようになります。

【林野火災警報の発令基準（予定）】

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合

(5) たき火の明確化及び届出対象期間・区域の指定の整備

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確化し、届出の対象となる期間及び区域を指定するようになります。

【届出対象期間及び区域（予定）】

指定しない予定

※指定しない場合は、年間を通して市内全域が対象となります。

3 発令基準等

林野火災注意報及び林野火災警報に関する発令基準及び対象区域は、関係機関や隣接消防本部と調整の上、熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）とは別の規程で定める予定です。

4 今後のスケジュール

令和7年12月18日～令和8年1月19日 パブリックコメント実施
令和8年 3月 条例改正案を議会へ提案（市議会3月定例会）
令和8年 4月 1日 施行予定